

税の申告

問い合わせ 課税課 ☎09113



01 令和3年度 市・県民税の申告は3月15日(月)までに

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、次の3点にご協力ください

- ①市・県民税の申告書は、できるだけ郵送で提出してください。※確定申告書は郵送またはe-Taxで廿日市税務署へ
- ②吉和支所・宮島支所での申告は予約制です。事前に各支所へ連絡し、予約を取ってください。
- ③申告の際は、マスクの着用と検温をお願いします。37.5度以上の発熱がある場合などは、受け付けをお断りさせていただきます。

●市・県民税の申告会場

※土・日曜日、祝日を除く

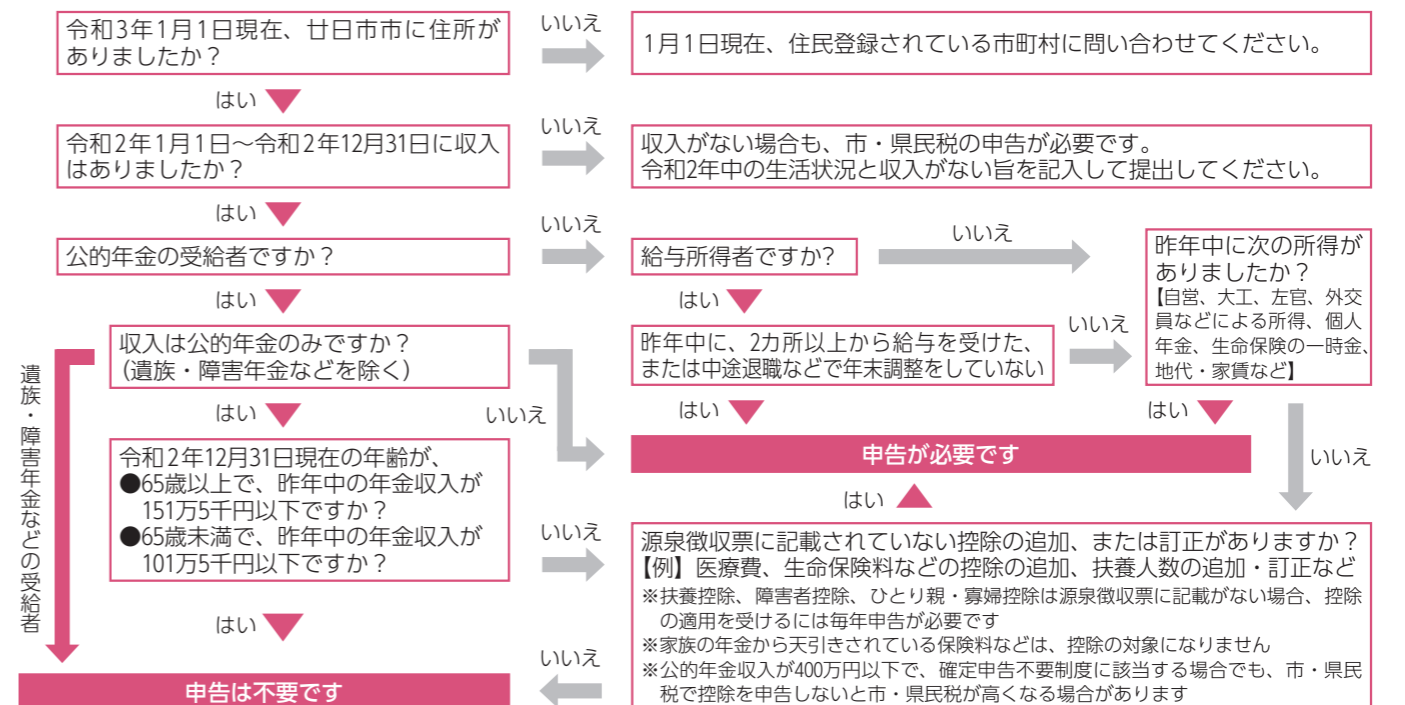
会場	相談日	時間
本庁会場	【市・県民税の申告】 2月1日(月)~3月15日(月) 【確定申告の相談受付】 2月16日(火)~3月15日(月)	8:30~17:00 ※12:00~13:00 を除く
佐伯支所会場	2月16日(火)~3月15日(月) (水曜日を除く)	
大野支所会場	2月16日(火)~3月15日(月) (木曜日を除く)	
吉和支所会場 予約制 ☎2113	2月17日(水)、2月24日(水) 3月3日(水)、3月10日(水)	8:30~16:00 ※12:00~13:00 を除く
宮島支所会場 予約制 ☎2001	2月18日(木)、2月25日(木) 3月4日(木)、3月11日(木)	

※本庁会場では、2月15日(月)までは市・県民税の申告のみの受け付けですのでご注意ください(確定申告の相談受付は2月16日(火)~)

●申告に必要なもの

- ①所得金額を証明する書類(源泉徴収票、収支内訳書など)
- ②社会保険料の領収書、生命保険料・個人年金保険料・地震保険料・長期損害保険料の控除証明書など
- ③印鑑(ゴム製不可)
- ④申告者と扶養親族のマイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカード、通知カードなど)
- ⑤医療費控除または医療費控除の特例(セルフメディケーション)を受ける人は、各自で作成した医療費の明細書
※領収書の添付は不要ですが、5年間は保管してください
※医療費控除とセルフメディケーションは併用できません
※後期高齢者で、セルフメディケーションを受けるために市の人間ドックや後期高齢者健診の結果書を証明書類として提出する場合は、手続きが必要です。詳しくは、保健センター(☎21610)へお問い合わせください
※原簿手帳を持っている人は、後期高齢者健診の結果書では証明書類とはなりません

02 市・県民税の申告が必要かどうか迷ったときは…



●所得税の確定申告が必要な人(市・県民税の申告は不要)

- ・所得税を納付する人(公的年金収入のみで支払総額400万円以下の人を除く)、所得税の還付を受ける人
- ・給与所得者で年末調整された給与以外の所得(年末調整されていない給与収入、営業報酬、地代、家賃、生命保険の一時金などの所得)の合計が20万円を超える人
- ・公的年金などの収入金額が400万円以下の年金所得者で、公的年金に関する雑所得以外の所得(給与、営業、報酬、地代、家賃、生命保険の一時金などの所得)の合計が20万円を超える人
- ・営業などの収入がある人、青色申告をしている人、土地・建物・株式などの譲渡所得がある人

所得税の確定申告をする人で次のいずれかに該当する場合は税務署の会場で申告を

- ・青色申告をする人、または農業所得、営業所得、不動産所得がある人
- ・土地の譲渡所得や株式譲渡所得などの分離課税所得の申告をする人
- ・住宅取得控除1年目の人

03 令和3年度からの市・県民税の改正点 ひとり親控除の創設と寡婦(夫)控除の改正

ひとり親控除の創設と寡婦(夫)控除の改正

これまで、同じひとり親であっても、婚姻歴の有無で寡婦(夫)控除の適用が異なっていました。また、男性のひとり親と女性のひとり親で控除の額が異なっていました。そこで、公平な税制支援を行うため、次のように制度が見直されました。

【男女共通】

- ・未婚のひとり親控除を創設(合計所得金額500万円以下の人に限定)
- ・男女間の控除額の差を是正(控除額一律30万円)

【女性のみ】

- ・合計所得金額500万円以上の人は寡婦控除の対象外

【男性のみ】

- ・寡夫控除(控除額26万円)を廃止し、ひとり親控除(控除額30万円)へ

※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」と記載がある人は控除対象となりません

※ひとり親は、児童扶養手当受給者(18歳以下の児童の父または母)に限定されません

改正後のひとり親控除・寡婦控除の控除額

□：ひとり親控除 ■：寡婦控除

本人が女性

配偶関係	死別	離別	未婚のひとり親				
合計所得金額	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円以下			
扶養親族	有	子	30万円	-	30万円	-	30万円
	有	子以外	26万円	-	26万円	-	-
	無	無	26万円	-	-	-	-

本人が男性

配偶関係	死別	離別	未婚のひとり親				
合計所得金額	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円以下			
扶養親族	有	子	30万円	-	30万円	-	30万円
	有	子以外	-	-	-	-	-
	無	無	-	-	-	-	-

04 廿日市税務署からのお知らせ

問い合わせ 廿日市税務署 ☎21217

新型コロナウイルス感染拡大防止のため
確定申告書は自宅などで作成し
郵送またはe-Taxで提出してください

確定申告の受付期間・受付場所

受付期間

2月16日(火)~3月15日(月)
(土・日曜日・祝日を除く)

受付場所

- ・廿日市税務署
- ・NTTクレドホール

申告会場への来場を検討している人は、次の3点に注意してください。

①入場整理券の発行

混雑緩和のため、入場には入場時間枠が指定された「入場整理券」が必要です。入場整理券は、LINEで事前に発行できます。※各会場でも当日入場整理券を配付しますが、配付状況により後日の来場となる場合があります。詳しくは、国税庁ホームページで確認、または廿日市税務署にお問い合わせください

②感染予防の徹底

入場時の検温や、マスクの着用、手指消毒をお願いしています。また、37.5度以上の発熱がある場合や、検温にご協力いただけない場合などは入場をお断りさせていただきます。

③来場は1人で

駐車場には限りがありますので、公共交通機関を利用してください。また、会場には申告する人1人で来場し、介助などの理由で複数人で来場する場合も、必要最小限の人数としてください。